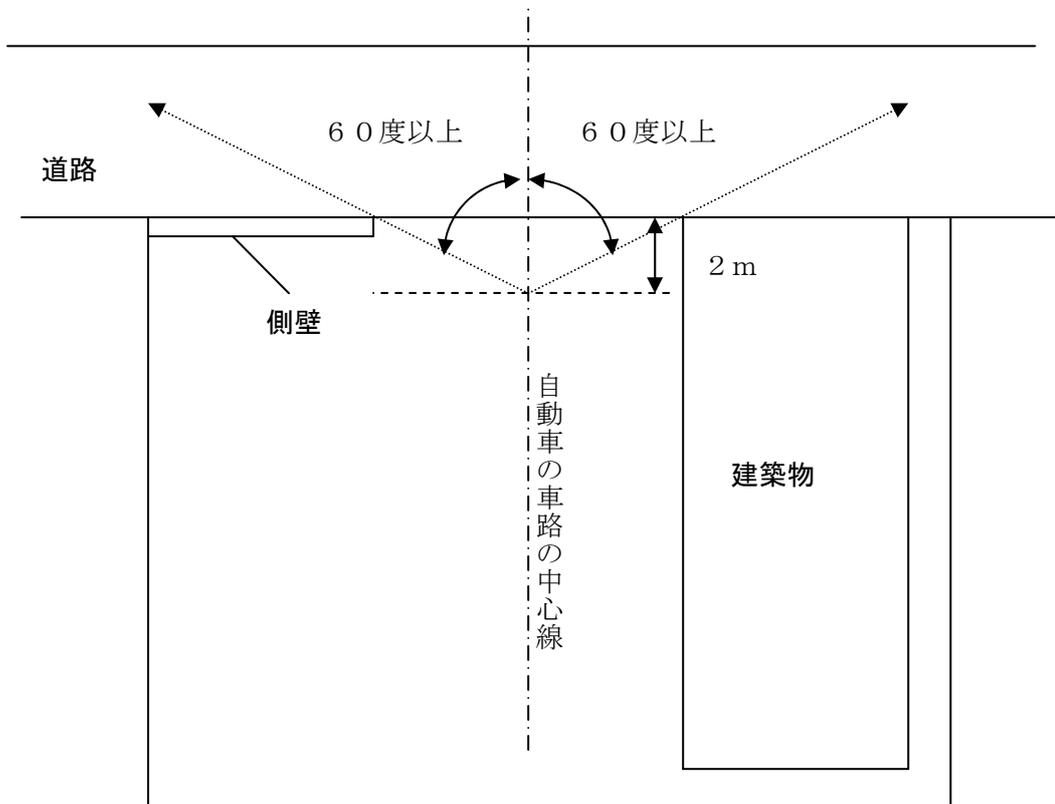


敷地の自動車の出入口

平成13年秋期部会
 令和2年春期部会

1 自動車の出入口の後退については次のとおりとする。

県条例第 47 条第 1 項ただし書きの「十分な見通しが確保される等通行の安全上支障がない場合」の適用については、自動車車庫等の敷地からの自動車の出入口が、道路との境界線から 2 メートル後退した自動車の車路の中心線において、道路の中心線に直角に向かって、左右それぞれ 60 度以上前面道路の通行の見通しができる空地又は空間を有していればよいものとする。



2 敷地から道路への自動車の出入口については次のとおりとする。

(1) 安全措置等による対応

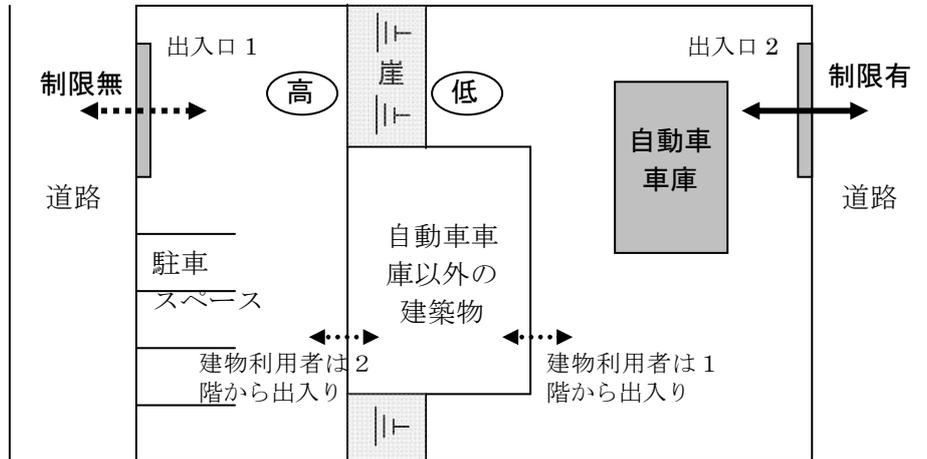
県条例第 48 条ただし書きの「その敷地の付近の状況により安全上支障がない場合」の適用については、管轄内の警察署と協議を行い、敷地の状況によりカーブミラー、停止線、警告灯等の設置及び表示により安全を考慮したものについて適用するものとする。

なお、その位置でしか自動車の出入口が取れないことを条件とする。

(2) 自動車車庫から出入できない出入口

敷地からの出入口のうち、地形や工作物等の影響により自動車車庫(県条例第 11 条第 12 項に規定する自動車車庫に限る。)から車両の出入りができない出入口については、県条例第 48 条ただし書きの「その敷地の付近の状況により安全上支障がない場合」に該当すると判断し、県条例第 48 条による制限は掛けない。

<地形等の影響例>



<工作物等の影響例>

